

千葉中央モラロジー事務所 規約

【名 称】

第1条 この団体は、千葉中央モラロジー事務所（以下「事務所」という）と称する。

【所在地】

第2条 事務所の事務局は、千葉市中央区登戸 3-12-5 ビルテック(株)内に置く。

【目 的】

第3条 事務所は、公益財団法人モラロジー研究所（以下「研究所」という）と目的及び活動方針を同じくし、次の各号の目的をもって設立を意図し、その設立が研究所から承認されたものである。

- (1) 地域社会における道德振興活動を通じて国づくりに寄与すること。
- (2) 研究所の目的実現を支える活動を展開すること。
- (3) 研究所の活動方針に基づく教育活動を展開し、地域社会におけるモラロジーに基づく生涯学習活動推進の拠点となること。
- (4) 当事務所を構成する研究所維持員及び事務所会員相互のモラロジーの研究と最高道德に基づく実践活動の便宜をはかること。

【活 動】

第4条 事務所は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) モラロジーの研究と実践活動の企画、運営。
- (2) モラロジー教育のための各種集会の開催及び社会活動の実施。
- (3) 会員の幸せな家庭づくりと心が通う地域社会づくりの貢献。
- (4) 会員間の親睦や交流と個人開発の推進。
- (5) 研究所から委託された業務の遂行。
- (6) 行政機関や関係団体との連携や交流。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な諸活動。

【組 織】

第5条 事務所は、会員をもって組織し、運営委員会の承諾に基づいて、サークル・委員会・部会等を置くことができる。

【会 員】

第6条 事務所の会員は、

- (1) 研究所の個人維持員
- (2) 研究所の団体維持員
- (3) モラロジーの研究と実践をめざし、事務所活動に賛同する者
のうち事務所運営に必要な経費を協力費として負担し、運営委員会で会員に相応しいと認められた者によって構成される。

【協力費】

会員は事務所に協力費を納入し、事務所は会員の協力費を基本原資として運営する。

【機 関】

第7条 事務所の機関は、次の通りとする

- (1) 事務所には、第4条の活動を推進するために、決議機関として、運営委員会を置く。尚、運営委員会は運営委員の過半数の出席を以って成立し、議決は出席運営委員の過半数を以って成立する。
- (2) 運営委員会は、第9条に定める役員によって構成し、事務所活動、並びに、運営上の諸事項について、協議、決定する。
- (3) 運営委員会の招集は、代表世話人がこれを行い、会の運営にあたっては代表世話人が議長を努める。
- (4) セミナー、講演会、研修会などは、別に実行委員長を定める事とする。
- (5) 事務所は、維持員、会員のお世話と個人開発推進のため、世話人会を置く。

【役 員】

第8条 事務所には、次の役員を置き、副代表世話人は部会、委員会のリーダーを兼務する。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 副代表世話人 若干名
- (3) 部会(青年・女性・教育者・企業)正副リーダー
- (4) 委員会(研修当番・セミナー企画・受講推進・維持員増強・会計)
正副リーダー

【役員の仕事】

第9条 各役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 代表世話人は、事務所を代表し、事務所業務を統括する。
- (2) 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人が職務を遂行できない事情が発生した時には、その職務を代行する。
- (3) 各部会リーダーは、対象となる専門の活動を企画運営し、本部・ブロック・協議会などの行事に、事務所を代表して参加し協力する。
- (4) 各委員会のリーダーは事務所内部の充実を図るべく、各専門活動を推進する。
- (5) 会計監査は、正副代表世話人が行う。

【役員を選任と任期】

第10条 役員を選任方法と任期は、次の通りとする。

- (1) 代表世話人は、任期満了の一年前に、運営委員会において推薦委員会を設け、その推薦により運営委員会の承認後、公益財団法人モラロジー研究所理事長の委嘱を得て、その任にあたる。任期は、研究所の委嘱期間の3年とする。

(2) 副代表世話人は、代表世話人が指名し、運営委員会が選任する。任期は、代表世話人と同じく3年とする。

(3) 部会・委員会正副リーダーは、代表世話人が指名し、運営委員会が選任する。任期は3年とする。

尚、任期途中における役員の交代は、運営委員会の承認を得るものとし、任期は前任者の任期残余期間とする。

【総 会】

第11条 総会は、代表世話人の招集により年1回開催し、次の事項を審議する。但し、代表世話人が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

(1) 活動報告・活動計画に関する事項。

(2) 決算・予算に関する事項。

(3) 規約の改正に関する事項。但し、必要に応じて運営委員会にて定め、報告のみとする。

(4) 役員人事に関する事柄。

(5) その他必要と認める重要事項。

【経 費】

第12条 事務所の経費は、事務所会員の協力費と有志の協力費、その他の収入によって、これを賄う。

【会計年度】

第13条 事務所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【定めのない事項】

第14条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で協議、決定する。

付則

1. 本規約は、平成26年4月1日から施行する。